

母子健康手帳に関する主な論点と今後の対応案①

1. 母親の精神状態などの記載について
2. 父親の役割や支援について
3. 多様性に配慮した対応について
4. 成長発達を目安の記載について

1. 母親の精神状態などの記載について

【現状・経緯】（参考資料2スライド2～13参照）

- ・ 現行の母子健康手帳には、「出産後の母体の経過」や「保護者の記録」に養育者の精神状態を記載する項目が設けられている。
- ・ 一方で、全国統一の乳幼児健康診査問診票において、「お子さんのお母さんはゆったりとした気分でお子さんとお過ごせる時間がありますか」「あなたは、お子さんに対して、育てにくさを感じていますか。」等の質問項目により、母親の心理的状況等を把握している。
- ・ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業については、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）。
- ・ 産後のメンタルヘルス対策として、1,358自治体（78.0%）は、全ての褥婦を対象にEPDS等を実施しており、1,195自治体（68.6%）はEPDSが9点以上の褥婦の人数（令和2年度は41,775名）を把握している。（令和2年度母子保健事業の実施状況等調査）。

【検討会での主なご意見】

- ・ 母親のメンタルヘルスについての記載項目を増やすべきではないか。
- ・ 産後ケアの観点から、母親の精神状態に関して、産後1ヶ月、3ヶ月などのタイミングについても記載できるようにすべきではないか。
- ・ 子どもの検診の問診欄に、保護者の心身の問題について記載できるようにして、小児科医が必要に応じて保護者を他科につなげていくようにすべきではないか。
- ・ 養育環境や養育能力、精神状態については、記載が難しい面もあるのではないかと。一方で、主観的な健康観や睡眠などについて、経過を追える形で記載してはどうか。
- ・ 最終的に子どもが持つ場合があることを考えると、母の精神状態についてどこまで詳しく記載するかはジレンマが生じるのではないかと。
- ・ 小児科医の立場からは、母子健康手帳にネガティブなことは非常に書きにくいいため、記載ぶりには配慮が必要ではないかと。

【今後の対応案】

- ・すでに、現行の母子健康手帳において、母親の精神状態を記載する項目が設けられているほか、自治体でも別途母親の心理的状況の把握が行われている。母子健康手帳は様々な関係者や将来的には子どもが目にする可能性がある中、母親の心理的状況の把握について、母子健康手帳の今以上の活用の是非を含め、どのように考えるか。
- ・産後ケアを推進するため、産後ケアに関する記録欄を設け、関係者で実施状況等を共有できるようにしてはどうか。

2. 父親や家族による記載の充実について

【現状・経緯】（参考資料2スライド14～15参照）

- ・政府としては、「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）において、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備や、男性の家事・育児参画の促進等を進めているところ。
- ・令和3年度に開催した「母子健康手帳等に関する意見を聴く会」においては、父親の気持ち等の記載欄の充実や両親学級の受講記録欄の充実（母親と父親を分けて設ける）などについての意見もあった。
- ・平成23年の検討会において、父親の育児参画促進の観点から、父親も記載できるような欄を増やし、現行の母子健康手帳には、父親の氏名、生年月日、年齢、職業、夫の健康状態（健康/よくない、よくない場合は病名）、父親の育児休業の期間等の記載欄を設けたが、妊娠中は「妊婦自身の記録」とされており、父親は記載しづらいとの指摘もある。

【検討会での主なご意見】

- ・子育ては父親の役割も非常に大きく、社会でも父親の子育てを推進していることを踏まえて検討すべきではないか。
- ・養育環境や養育者の状況として、父親のことを記載できるとよいのではないか。
- ・ひとり親や、父親がいない家庭を配慮した表現への変更や、父親の欄の追加を検討すべきではないか。
- ・家族にはいろいろなスタイルがある中で、「両親」という言葉は使わない方がよいのではないか。

【今後の対応案】

- ・妊娠中や産前教室などについても、父親や家族が記載する欄を増やす等の工夫をしてはどうか。

3. 多様性に配慮した対応について

【現状・経緯】（参考資料2スライド16～19参照）

- ・厚生労働省では、健やか親子21のウェブサイトにも多胎児、低出生体重児、外国人家庭等への支援の参考として、多胎児支援のポイント、低出生体重児保健指導マニュアル、多言語版の母子健康手帳等の資料を掲載している。
- ・一部の自治体では、低出生体重児向けの母子健康手帳の作成・配布が行われている。
- ・上記手帳でも使用されている低出生体重児の成長曲線は平成6年の厚生労働科学研究により作成されたものであり、厚生労働科学研究（令和3～4年度）において、低出生体重児用の成長曲線の更新を検討しているところ。

【検討会での主なご意見】

- ・特別な支援を要する子どもに対する成長曲線などを活用できるようにしていくべきではないか。
- ・ひとり親や、父親がいない家庭への配慮をすべきではないか。
- ・多様性に配慮した分かりやすい情報発信についての検討が必要ではないか。

【今後の対応案】

- ・省令様式とは別に、多言語版の母子健康手帳、低出生体重児向けの成長曲線等、多様性に配慮したわかりやすい情報提供を充実してはどうか。
- ・子どもにとっての父親の重要性にも配慮しつつ、家族の多様性を踏まえ、たとえば「父親や家族」という表現を増やしてはどうか。

4. 成長発達の目安の記載について

【現状・経緯】（参考資料2スライド20～32参照）

- ・乳幼児健康診査における乳幼児の成長発達の確認は、「乳幼児に対する健康診査の実施について（平成10年4月8日児発第285号厚生省児童家庭局長通知）」の乳幼児健康診査実施要項において、母子健康手帳の内容を参考とし、それまでの発達状況等を保護者の記録も含めて確認するとともに、実施した健康診査の結果について、同手帳に記入することとされている。
- ・また、平成23年度の検討会において、成長発達の確認項目が、ある時点において「できる」「できない」を回答する形式となっていることについては、情報として正確である一方、成長が定型より遅れがちな子どもたちをもつ保護者に負担となるという問題があることから、乳幼児健康診査の際に支障がない範囲で、可能な項目については達成時期を記載する項目にするなど、工夫を行うことが適当である、ととりまとめられた。

【検討会での主なご意見】

- ・成長発達に関する「～できますか。」「はい」「いいえ」という記載は、保護者の不安を煽るおそれがあるのではないかと。
- ・成長発達に関する「～できますか。」「はい」「いいえ」という記載は、問題の早期発見につながり小児科医がよく活用しており、また、保護者の気づきにもつながっているのではないかと。

【今後の対応案】

- ・成長発達の目安の記録については、健診・医療現場における活用状況や保護者による気づきの重要性を鑑み、スクリーニングのための問診票としての役割を損ねないよう配慮しつつ、成長発達に関する「～できますか。」「はい」「いいえ」という記載について、両親が不安にならないよう注釈を加えるなどの工夫をしてはどうか。